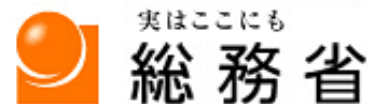


取扱自由

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 19 年 3 月 29 日
和歌山行政評価事務所
(所長：橋本弘夫)

「河川管理に関する行政評価・監視」の結果 ＜和歌山県内の事例＞

和歌山県内の調査対象機関名

国の行政機関：和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所

それ以外の機関：和歌山県、市町村（和歌山市、橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町）

1 洪水時の危機管理

(2) 洪水ハザードマップの作成及び周知

本項目に係る和歌山県下の調査対象市町（2市町）

- 洪水ハザードマップが、市町のホームページに掲載されていない（新宮市、かつらぎ町）

（2市町とも、洪水ハザードマップの印刷物を各戸配布している。）

*** 3 頁参照**

(3) 占用等許可における洪水被害軽減措置

本項目に係る和歌山県下の調査対象施設（公園等16施設、樋門10施設）

ア 許可条件の付加等

- 許可申請書に公園等施設の付帯施設として駐車場が記載されているにもかかわらず、洪水のおそれがある場合の使用の禁止、洪水時の駐車車両の避難に係る情報伝達体制の整備等に係る許可条件が付加されていないもの7施設
- 許可申請書に公園等施設の付帯施設として駐車場が記載されていないが、事実上、駐車場として利用されているもの2施設

イ 許可条件の励行等

- 操作方法の届出条件が付されている樋門5施設（和歌山河川国道事務所）について、その履行状況をみたところ、4施設においては、条件を付した許可から2年6か月乃至7年2か月を経過しているにもかかわらず届出がなされておらず、その間の督促の実施状況も記録されておらず不明のもの4施設

*** 4 頁参照**

(4) 洪水時の排水ポンプ場の運転停止ルール及び樋門の操作

- 和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所が発した 28 の出動指示例に関し、操作員が到達した時には、外水位や支川の水
位が操作水位を超えている、又は超える直前であった例 3 例

* 5 頁参照

2 河川巡視

和歌山河川国道事務所管内（紀の川約 49km）及び紀南河川国道事務所管内（熊野川 5km、市田川 2km）について河川現況を調査

- 河川巡視で違法行為を的確に把握していないもの 6 地点 6 事例（和歌山河川国道事務所 2、紀南河川国道事務所 4）
 - 例 i 無許可で河川敷地内に木製の階段を設置しているもの 1 事例（写真①）
 - ii 河川管理者が堤防法面に設置した木製階段が破損し危険な状態となっているもの 2 事例（写真②、③）
- 河川事務所等が違法行為等を把握していながら指導等を行っていないもの 4 地点 4 事例（和歌山河川国道事務所 1、紀南河川国
道事務所 3）
 - 例 堤防法尻部（堤外）に生育した樹木の根がコンクリート部を破損し補修の必要があるが、未措置のもの 1 事例（写真④、⑤）
- 河川事務所等は違法行為に対して指導したとしているものの、指導経過の記録が十分でなく、是正に向けた措置が進捗してい
ないもの 4 地点 4 事例
 - 例 堤防護岸上に不法にテラスが取り付けられ、河川国道事務所は河川工事の必要から撤去指導中としているものの、指導経過の
記録が十分でないもの 1 事例（写真⑥）
- 河川敷地の公園等施設内にコンテナ、プレハブ式倉庫等許可されていない工作物等が敷設されているもの 8 施設（写真⑦、⑧）

* 6 頁参照

[本件連絡先]

総務省 和歌山行政評価事務所

評価監視官：久保正之、釣田誠司

電話（代表） 073-431-8221

ファクシミリ 073-436-5899

電子メール wakay10@soumu. go. jp

河川巡視関係

(1) 河川巡視で違法行為等を的確に把握していないもの



(2) 堤防法尻部に生育した樹木の根がコンクリート部を破損しており補修の必要があるが、未措置となっているもの



(3) 河川事務所等は違法行為に対して指導したとしているものの、指導経過の記録が十分でなく、是正に向けた措置が進ちよくしていないもの



(4) 河川敷地の公園等施設内にコンテナ、プレハブ式倉庫等許可されていない工作物等が敷設されているもの

